6月より納付スタート！ 令和8年度 国民健康保険税

今月から国民健康保険税の納付がスタートします。「国保」について、いま一度、おさらいしてみましょう。

国民健康保険とは

病気やけがをしたとき、病院・薬局等へ安心して行けるように、加入者が普段から保険税を出し合い、いざという時の医療費にあてる、お互いに助け合う制度です。

私は加入対象者？

職場の健康保険や船員保険、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外のすべての方が加入対象となります。

誰が納付するの？

国民健康保険税は世帯単位で計算しますので、世帯主が納税義務者になります。世帯主が国保加入者でない場合も同様です。税率と課税限度額は下記の通りです。

税率・課税限度額

保険税の内訳		①所得割（R7年中の所得－43万円）	②均等割（加入者1人あたり）	③平等割（1世帯あたり）	課税限度額（最高額）
(A)医療分(国保加入者全員)		7.20%	20,900円	22,300円	67万円
(B)後期高齢者支援金(同上)		3.20%	6,700円	6,300円	26万円
(C)介護納付金(40～64歳の方)		2.10%	6,600円	6,500円	17万円
CHECK! (D)子ども・子育て支援金(国保加入者全員)		0.27%	1,341円	796円	3万円
計	40～64歳以外の方(A+B)	10.67%	28,941円	29,396円	96万円
	40～64歳の方(A+B+C)	12.77%	35,541円	35,896円	113万円

※(D)子ども・子育て支援金の均等割は、18歳未満の加入者は全額減免されます。

国保税にはさまざまな軽減・減免制度があります

未就学児に係る均等割の減額

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方）に係る均等割額の2分の1を減額します。

※申請は必要ありません。

産前産後期間における国保税の免除

子育て世帯の負担軽減を図るため、出産される国保加入者の国保税の「所得割」と「均等割」が産前産後期間の4ヶ月間（多胎妊娠の場合は6ヶ月間）は免除されます。

※申請は出産予定日の6ヶ月前から可能です。

【例】令和8年4月が出産予定日の場合（色付きの期間が免除措置対象期間）

単胎妊娠の場合	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
多胎妊娠の場合	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

低所得世帯への軽減

世帯主（国保でない世帯主も含む）と国保加入者の前年総所得額が、次の基準にあてはまる世帯は、「均等割」と「平等割」の軽減が受けられます。この軽減を受けるためには、前年度分の所得を申告していることが必要です。19歳以上の方で所得がない・少ない場合や扶養に入っている方も、必ず申告しましょう！

「均等割」「平等割」の軽減基準

		軽減割合
基準所得	7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下
	5割軽減	43万円＋31万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下
	2割軽減	43万円＋57万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下

保険税の減免制度

低所得の軽減（7割・5割・2割）や非自発的離職の軽減などの制度を受けられない世帯のうち、天災・失業など特別の事情のため、令和7年中（令和7年1月～令和7年12月）に比べ令和8年中の所得が激減した世帯を対象とした保険税の減免制度があります。

- **令和8年度保険税の納付相談は、納税通知書が届いた後（6月中旬以降）にお越しください。**
- **上記の減免には、申請・所得申告が必要です。**

※納期限を過ぎた納付書は、コンビニ・金融機関等では取り扱いできませんので、便利な口座振替をご利用ください。

問 健康保健課 ☎945-2204

みんなで育む、地域の未来 CHECK! 「子ども・子育て支援金制度」

Q 子ども・子育て支援金制度とは？

A 全ての世代や企業の皆さまから支援金を拠出していただき、少子化対策・子育て支援策の財源にあてるものです。子どもや子育て世帯を社会全体で支えるための制度で、令和８年度より医療保険料の一部として徴収されます。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの？

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

制度の詳細は、こども家庭庁ホームページなどをご覧ください。

こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度について」▶

ハブの咬傷被害に注意してください

沖縄県内では、今も年間約50人の方がハブに噛まれる被害にあっています。気温の上昇とともにハブの活動が活発になるため、農作作業や行楽などで田畑や山野へ出入りする機会が増えるこの時期は、特に注意が必要です。

ハブの被害は、一人ひとりの慎重な行動で未然に防ぐことができます。田畑や草地への立ち入り、また夜間に歩行する際は足元にご注意ください。

ハブを見かけたときは生活環境安全課までご連絡をお願いします。

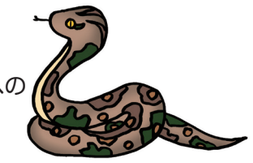

ハブの対策方法

- **隠れ場所をなくす**
  石積みなどの穴を埋める／不要な木材や廃棄物を野積みしない
- **侵入を防ぐ**
  屋敷や畑の周囲をフェンスやハブ防護ネットで囲む
- **ごみを放置しない**
  生ごみなどを放置せず、ハブの餌となるネズミが集まらないようにする
- **空地の適正管理**
  雑草が伸びすぎないよう草刈りや清掃を心がける

ハブに噛まれたら

慌てずハブか確認し、すぐに医療機関を受診してください。

※病院まで時間がかかる場合は帯状の幅広布で指 1 本が通る程度にゆるく縛ってください（強く縛ると血流が止まり逆効果です）。

問 生活安全環境課 ☎945-4688

フードドライブにご協力ください

「フードドライブ」とは、ご家庭で余っている食品をご寄付いただき、それを必要としている方に提供する“食のボランティア”です。食べきれず、ご家庭で眠っている食品はありませんか?ぜひご協力をお願いします。

ご寄付いただきたい食品

●お米 ●乾麺 ●レトルト食品
●缶詰類 ●調味料類 など

受付窓口 与那原町社会福祉協議会

受付日時 月～金 8:30～17:00　年末年始・祝日を除く

※賞味期限が3カ月以上あり未開封で常温保存が可能な食品をお願いします。

問 社会福祉協議会 ☎945-3016